

## 蓮田市監理委託契約約款

### (総則)

第1条 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、契約書記載の委託契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、図面、設計書及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの図面、設計書及び仕様書を「設計図書」という。）に従いこれを履行しなければならない。

### (契約の保証)

第2条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、委託金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 委託金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託金額の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

5 甲が契約の保証をあらかじめ免除とした場合及び蓮田市契約規則（平成29年蓮田市規則第27号）第28条第3号の規定により契約保証金の全部を納付させない場合には、この条の規定は、適用しない。

### (権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### (関連業務の調整)

第4条 甲は、乙の遂行する業務が甲の発注に係る第三者の遂行する他の業務と遂行上密接に関連する場合において、必要があるときは、その遂行につき、調整を行うものとする。この場合において、乙は、甲の調整に従い、第三者の行う業務の円滑な遂行に協力しなければならない。

### (業務の調査等)

第5条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

### (再委託の禁止)

第6条 乙は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

(監督職員)

第7条 甲は、監督職員を定めたときは、書面によりその氏名を乙に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。

(現場技術員)

第8条 乙は、現場技術員を定め、契約書の定めるところにより、監督職員の指示に従って業務に従事させなければならない。

2 乙は、業務の履行に際し、必要があれば、前項の現場技術員のうちから主任現場技術員を定め、業務全般の掌握及び現場技術員の指導監督を行わせなければならない。

3 乙は、現場技術員を定めるときは、書面により甲の承諾を得なければならない。現場技術員を変更しようとするときも、同様とする。

4 甲又は監督職員は、現場技術員のうちに業務の履行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示して、その変更を求めることができる。

(貸与物品)

第9条 甲は、乙に対し、乙が業務を履行するために必要な図面その他の書類及び物品を貸与するものとする。

2 乙は、業務が完了した場合又は第20条、第21条又は第22条の規定により契約が解除された場合には前項の貸与物品を遅滞なく、甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与物品が乙の故意または過失により滅失またはき損したときは、代品を納め若しくは原状に復し、または返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

3 前項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第20条の規定によるものであるときは甲が定め、第21条又は第22条の規定によるものであるときは甲乙協議して定める。

(業務内容の変更、中止等)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、書面をもって乙に通知し、業務の内容を変更し、又は、業務の履行を一時中止させることができる。この場合において、委託金額又は、履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 甲は、前項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

(臨機の措置)

第11条 乙は、災害防止等のため特に必要と認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、乙はあらかじめ監督職員の意見を求めなければならない。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではない。

2 前項の場合において、乙は、そのとった措置について遅滞なく監督職員に通知しなければならない。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第12条 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のため必要を生じた経費は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

(履行期間の延長)

第13条 乙は、その責に帰することができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により履行期間の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲乙協議して書面により定めなければならない。

ない。

2 甲は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認めるときは、履行期間を延長しなければならない。この場合において、甲は、その履行期間の延長が甲の責めに帰する事由によるときは、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(甲の請求による履行期間の短縮等)

第14条 甲は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、乙に対して書面により履行期間の短縮を求めることができる。この場合における短縮日数は、甲乙協議して書面により定めなければならない。

2 前項の場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して委託金を変更しなければならない。

(検査)

第15条 乙は、業務を完了したときは、その旨を書面により甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に乙の立会のうち業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。

(委託金の支払)

第16条 乙は、前条の検査に合格したときは、書面により委託金の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託金を支払わなければならない。

(部分払)

第17条 乙は、業務の完了の前に、業務の既済部分に相応する委託金相当額の9/10以内の内容について、契約書記載の回数以内において次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。

2 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る業務の既済部分の確認を書面により甲に求めなければならない。この場合においては、甲は、遅滞なくその確認の検査を行い、その結果を書面により乙に通知しなければならない。

3 乙は、前項の規定による確認があったときは、書面により部分払を請求することができる。この場合においては、甲は、当該請求のあった日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

4 前項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項中「委託金相当額」とあるのは、「委託金相当額からすでに部分払の対象となった委託金相当額を控除した額」とする。

(前金払)

第17条の2 乙は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を甲に寄託して、契約書記載の前払金の支払を甲に請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 乙は、委託金額が著しく増額された場合においては、その増額後の委託金額の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することが

できる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 乙は、委託金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の委託金額の10分の4を超えるときは、乙は、委託金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議して返還すべき超過額を定める。ただし、委託金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

6 甲は、乙が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。以下第19条において同じ。）を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

第17条の3 乙は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。

2 乙は、前項に定める場合のほか、委託金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。

3 乙は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第17条の4 乙は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

（代理受領）

第18条 乙は、甲の承諾を得て委託金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 甲は、前項の規定により第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第16条から第17条の3の規定に基づく支払をしなければならない。

（前払金等の不払に対する業務中止）

第18条の2 乙は、甲が第16条から第17条の3において準用される第16条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託金額を変更し、又は乙が業務の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（履行遅延の場合の違約金）

第19条 乙の責に帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあると甲が認めたときは、甲は、乙に違約金を科して履行期間を延長することができる。

2 前項の違約金の額は、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した額とする。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、これを徴収しない。

3 甲の責に帰すべき理由により、第16条第2項の規定による委託金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、甲は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（甲の解除権）

第20条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責に帰すべき理由により履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由なしに着手時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 第22条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、業務の既済部分を検査し、その既済部分に対する委託金相当額を乙に支払わなければならない。

3 第1項の規定により契約が解除されたときは、乙は、委託金額の1/10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前項の場合において、第2条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

第21条 甲は、業務が完了しない間は、前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前条第2項の規定は前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

3 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

（乙の解除権）

第22条 乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

- (1) 第10条第1項の規定により業務の内容を変更したため委託金額が2/3以上減少したとき。
- (2) 第10条第1項の規定による業務の中止の期間が履行期間の5/10（履行期間の5/10が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。
- (3) 甲が契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったとき。

2 第20条第2項並びに前条第3項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

（秘密の保持等）

第23条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 乙は、成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

（定めのない事項等）

第24条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

「改正」平成18年7月1日

平成22年4月1日

平成26年4月1日

平成28年4月1日

平成29年4月1日

令和2年4月1日

令和4年4月1日

令和7年4月1日

令和8年4月1日